

## 子どもの音楽文化体験事業企画運営委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 子どもたちが、本物の音楽文化に触れる機会を提供すること。また、そのことにより、音楽文化を生み出す心を育むことを目的として、高津区子どもの音楽文化体験事業を実施する。そして、その開催のため、子どもの音楽文化体験事業企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）を設置する。

### (企画運営委員会の役割)

第2条 企画運営委員会は、子どもの音楽文化体験事業の企画立案・調整及び運営を行う。

### (企画運営委員会の組織)

第3条 企画運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 洗足学園音楽大学関係者
- (2) 高津区内の文化関係団体関係者
- (3) 高津区内の子育て関係団体関係者
- (4) 高津区内のこども文化センター関係者
- (5) その他、委員会が必要と認めた者

### (企画運営委員会の役員)

第4条 企画運営委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、企画運営委員会を代表して会務を掌理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、原則として1年とし、3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(企画運営委員会の招集)

第6条 企画運営委員会は委員長が招集し、会議の座長は委員長があたる。

(部会等)

第7条 企画運営委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

(事務局)

第8条 企画運営委員会に事務局を置き、高津区役所まちづくり推進部地域振興課が担当する。

2 企画運営委員会の事務局長は、地域振興課長をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱で定めるものの他、必要な事項は、企画運営委員会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。